

新潟市歴史文化施設 保存活用基本計画

平成15年1.1月

新潟市歴史文化施設保存活用基本計画策定委員会

目 次

第1章 計画の概要

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の対象及び範囲
- 第3節 計画の実施について
- 第4節 計画の基本原則

第2章 新潟市長公舎について

- 第1節 施設の概要及び評価
- 第2節 保存に係る方針
- 第3節 整備に係る方針
- 第4節 活用及び管理運営に係る方針

第3章 旧日本銀行新潟支店長役宅について

- 第1節 施設の概要及び評価
- 第2節 保存に係る方針
- 第3節 整備に係る方針
- 第4節 活用及び管理運営に係る方針

第4章 旧小澤家住宅について

- 第1節 施設の概要及び評価
- 第2節 保存に係る方針
- 第3節 整備に係る方針
- 第4節 活用及び管理運営に係る方針

第5章 今後への提言

- 第1節 調査の充実
- 第2節 施設周辺の景観及び環境の整備
- 第3節 その他

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

歴史的建造物は、先人の生き様を伝えるかけがえのない文化遺産です。それを一度失えば、同じものを取り戻すことは出来ません。そのため、旧新潟税関庁舎や新潟県議会旧議事堂のような重要な歴史的建造物については、貴重な文化財として保護されてきました。

また、歴史的建造物は遺産であると同時に、活用することによってまちづくりにとっての資産ともなるものです。近年では、このような認識に基づいて歴史的建造物を積極的に活用することで、景観形成・住環境向上等による都市環境の快適化、観光・市街地活性化等による対外的な都市イメージの明確化、ひいては地域におけるアイデンティティ形成を図る動きが各地で広がり、一定の成果を挙げています。

新潟市は、市政運営の基本的指針である新潟市第四次総合計画の基本構想において、「市の歴史や伝統に根ざした優れた特性をさらに伸ばし、時代の潮流に的確に対応した市民主体のまちづくり」への決意を表明しました。さらに「文化遺産の保存と活用」や「指定されている歴史的建築物や商都として栄えた当時の面影を残す数多くの建築などの保全・修復・活用」を基本計画・実施計画に掲げています。また、これを基本とする各分野の基本計画においても、(表1)のように歴史的建造物の保存活用の推進が重視されています。

(表1) 歴史的建造物の保存活用に関する各分野の基本計画

計画名	内容(抜粋)
新潟市都市計画基本方針	地区特有の雰囲気演出している歴史的建築物や建造物、文化伝統などについては積極的に保全し、これらを活用したまちづくりを目指す
新潟市都市景観形成基本計画	歴史的建築物・構築物の利用として、新潟らしさを感じさせる建物や土木構築物の発掘・保全を図るとともに、復元・活用を検討する
新潟市文化振興ビジョン	港町・商都としての面影を残す歴史的環境や、歴史の深みを感じさせる建築物などの保存・復元・活用を進めるなどのまち並みの整備を進める

新潟市歴史文化施設保存活用計画では、先に掲げた諸計画に基づいて、市で所管する歴史文化施設を「**湊町から発展した新潟の近代化を象徴する貴重な歴史的・文化的資源**」として位置付け、その保存及び活用の原則と方向性を定めます。

なお、市に対してはこの計画を補完する具体的な検討を十分に行われるよう強く希望します。

第2節 計画の対象及び範囲

この計画は、次に掲げる施設の建物及び敷地（庭園・外構等を含む）を対象とします。
なお、計画の実施に当たっては、周辺の景観にも配慮するよう提案します。

- 1 新潟市長公舎（西大畑町）
- 2 旧日本銀行新潟支店長役宅（西大畑町）
- 3 旧小澤家住宅（上大川前通12番町）

第3節 計画の実施について

委員会としては、この計画に掲げる内容について、可能なものからすみやかに着手することを強く提案します。

第4節 計画の基本原則

委員会としては、この計画の策定に当たって、次に掲げる三点を基本原則としました。

- 1 保存については、**現地・現状での保存**を基本とします。
- 2 活用については、**市民に開かれた公の文化施設として活用**することを基本とします。
なお、その方法については施設が持つ個性や立地条件に基づいたものとします。
- 3 管理運営については、民間の活力を積極的に導入し、市民のニーズに柔軟に対応出来るようにするために、**施設の価値を尊重し、先に掲げた活用の趣旨を実現できる団体に委ね、具体的な内容は市や専門家と十分協議していく**ことを基本とします。

委員会においては、これらの基本原則によって歴史文化施設の持つ価値と個性を最大限に発揮することが出来ると考えます。同時に、それらの価値と個性を維持していくためには、建築や庭園に関する**専門家の指導・助言が不可欠**だと考えます。

また、新潟市長公舎と旧日本銀行新潟支店長役宅については、近距離に位置しているということもあるので、活用及び管理運営における緊密な連携が望ましいと考えます。

第2章 新潟市長公舎について

第1節 施設の概要及び評価

1 概要

名 称	新潟市長公舎	所在地	新潟市西大畑町 5927-9
敷地面積	2,195.57 m ²	庭面積等	1,500.00 m ²
建物延床面積	307.36 m ²		
建造年代	1922（大正 11 年）	構造形式	木造平屋建て
付属施設	なし	所管課	秘書課
一般公開	平成 15 年 2 月・4 月に実施		

2 評価

（1）歴史的評価

新潟市長公舎は、中廊下式住宅の典型例の一つで、大正 11 年に建てられました。中廊下式住宅とは、家の一部に洋風を採り入れた和洋折衷の住宅のことで、中廊下によって間取りが区分され、玄関の脇の一室を板床の洋風応接間とするものです。このような様式は明治末期から大正期にかけて都市の俸給生活者の間で流行したもので、市長公舎は市内におけるその先駆的存在であったとの指摘もあります。

歴代市長が居住・執務、そして重要な賓客を招く場として使用してきた施設であり、市政史上の記念性が高いものです。また、政令指定都市・中核市レベルの大都市で現存する戦前期の市長公舎はほとんどなく、新潟市長公舎は現存最古の市長公舎といえます。

（2）文化的評価

外観等は旧県知事公舎（明治 42 年竣工、現在は新発田市に移築）にならった可能性が高く、応接室の内観は高い天井、縦長窓、腰壁で構成され、洋風建築のプロポーションを保っています。既成市街地の郊外に開かれた住宅地（西大畑・二葉町周辺等）に多く造られた洋風住宅の模範例として、周辺の住文化に影響を与えたものと思われます。

また、平成 4 年に造られた庭園は、川村修就の時代に植えられたと思われるマツ群を残し、海岸砂丘の面影を今に伝えるとともに、枯山水等の伝統的庭園様式と機能的な芝庭を巧みに調和させた、新潟の現代庭園を代表する一つです。

（3）まちづくり上の評価

白い下見板張りの洋風応接室を道路側に寄せ、市政の殿堂としてのシンボル性を示すとともに、塀越しに見える樹木が当該地区にとって貴重な緑の街路景観を呈しています。また敷地が都市景観形成地区に隣接しており、周辺的美観形成に資することが出来ます。

西大畑周辺には、登録文化財や文化施設が多く集積しており、それらとの連携により、地域振興に資することが出来ると思われます。

駐車場（10 台程度駐車可）もあり、バス停留所も付近にあるので利便性は確保されています。

3 市民からの要望等

建物については、保存・公開に関する要望が多いです。また高級住宅地として知られる西大畑周辺のシンボリックな存在になりうるとの意見もあります。現行の公舎機能（市長の居住・賓客の接遇等）については、存続・廃止の両論があります。

活用については、余り利用されていなくてもったいないという認識から、市民が利用できる施設としての活用を求めるものが多いです。具体的には、景観形成活動や文化活動の場としての活用（部屋の貸し出し）や展示施設としての活用（文学館・ギャラリー・市政記念館）、地域コミュニティの中での活用（周遊の休憩所・集会場・世代間交流）等があります。また、庭については名園との評判が高く、庭を使ったイベントへの要望が多いです。

管理運営のあり方については、市直営よりはNPO・自治会等による柔軟な管理運営によって、市民が利用しやすい体制にしてほしいとの要望が多くありました。

その他、交通面での改善点（歩道の問題等）や塀・外壁の補修について指摘がありました。

第2節 保存に係る方針

1 建物

建物の価値については、先に掲げた評価に加え全国的な「近代和風建築総合調査」が進むことで、より明確になると考えられます。

そのため、まず文化庁に対して文化財登録原簿への登録申請を提案します。

2 敷地

敷地については、隣接する都市景観形成地区指定区域（二葉町1丁目1区）への追加指定申請を提案します。

第3節 整備に係る方針

概要調査による指摘に基づき、次に掲げる改修を実施することを提案します。

- (1) 瓦の全面葺き替え、屋根・小屋組の腐朽部分の補修・補強
- (2) 土台・外壁・洋風応接室玄関の腐朽部分の補修・修復
- (3) 樋の詰まりの解消
- (4) 外壁の塗装の塗り替え
- (5) 塀の改修・整備
- (6) 庭園の整備
- (7) 必要な防災・防犯設備の設置
- (8) その他、必要と認められる補修

なお改修に当たっては、市民がペンキを塗るなど市民も参加できる部分を設けるなどの工夫があると、より市民に親しまれる施設になると考えます。また、塀の改修に当たって

は、塀に囲まれることによって生まれる庭園の雰囲気損なうことのないように、今後慎重に検討するよう提案します。

第4節 活用及び管理運営に係る方針

活用については、市民からの要望に配慮しながら、次に掲げる方針を提案します。また、管理運営については、次に掲げる方針を実現することが出来る団体に委ねることを提案します。

- (1) 歴代市長が居住したという本来の機能から生じた、市政史上の重要な場としての特性を尊重し、**市政を記念した展示コーナー**を設置します。
- (2) 続き間座敷については、市による従来の**迎賓機能を当面維持**します。なお、迎賓機能で使用しない時は、**続き間座敷・洋風応接室を貸し出し、景観形成活動や芸術・文化活動の場を市民に提供**することとします。
- (3) **喫茶室等の設置を可能**とします。
- (4) 従来、居住空間として利用されてきた部分については、管理のために必要な機能を中心に活用するものとします。
- (5) 整備された庭園については、適正な維持管理を図り、市民が鑑賞出来るようにします。また、庭園の価値を損なわないために必要な一定のルールの下で、**庭園を活かしたイベント（茶会・音楽会等）を開催**できるようにします。
- (6) **現状維持を原則**とします。
ただし、活用のために必要な改変を希望する場合は、市と十分に協議することとします。
- (7) **一般見学を可能**とします。

第3章 旧日本銀行新潟支店長役宅について

第1節 施設の概要及び評価

1 概要

名称	旧日本銀行新潟支店長役宅	所在地	新潟市西大畑町 5218-1
敷地面積	1,731.37 m ²	庭面積等	1,337.29 m ²
建物延床面積	385.99 m ²		
建造年代	1933（昭和8年）	構造形式	木造二階建て
付属施設	木骨コンクリート造倉庫1棟	所管課	管財課
一般公開	公開中（平成12年より）		

2 評価

（1）歴史的評価

旧日本銀行新潟支店長役宅は、昭和8年に建設された近代和風住宅です。日本銀行が直接設計を行い、完成度が極めて高いものです。中廊下によって空間を明確に区分するとともに、二階にも続き間座敷が確保されています。一階続き間の座敷を家族の居間と重ねる構成は昭和期の中廊下式住宅の典型といえます。

歴代日銀支店長が居住・執務、そして重要な賓客を招く場として使用してきた施設であり、地域経済史上の記念性が高いものです。また、戦前の日銀支店長役宅で現存するものは、新潟と福島（昭和2年）の二つのみですので、その点でも希少性が高いといえます。

（2）文化的評価

民家建築のように構造材そのままを見せないで、内部空間自体の表現はおとなしいですが、木材は台湾ヒノキ、スギの良材を用い、要所にいわゆる銘木を用いています。

また、建物と同時に築かれた庭園は露地風平庭で、奥庭や勝手庭には砂丘地形とともに砂丘列のクロマツが残っています。前庭・主庭・中庭・奥庭・勝手庭で構成され、伝統的形式美と実用的な機能が明確に区分されています。建築の空間機能と庭の景の連動を強く意識した庭園構成には優れたものがあります。

地方色は余りありませんが、既成市街地の郊外に開かれた住宅地に多く造られた、洋室を持つ近代和風住宅の典型例として、周辺の住文化と相互に影響しあったものと思われます。

（3）まちづくり上の評価

敷地の周囲は塀によって囲まれています。敷地内に植えられた多くの樹木が塀越しに見えることで、当該地区にとって貴重な緑の街路景観を呈しています。市長公舎と同様、周辺の登録文化財や文化施設との連携により、地域振興に資することが出来ると思われます。また都市景観形成地区に近接しており、周辺的美観形成に資することが出来ます。

駐車場はありませんが、バス停留所がすぐ近くにあり利便性は確保されています。

3 市民からの要望等

購入当初は保存について賛否両論ありましたが、公開によって市民に定着したことにより、現在では保存を求める意見が多くなっています。

活用については、伝統文化活動・福祉活動・まちづくり活動等、市民の自主活動の場としての多目的な活用や文化施設としての活用（創作工芸館、書画・写真の展示、マンガ館、歴史資料館、文学館）、観光資源としての活用等への要望が多くありました。その他、公舎機能を移転させてはどうかという意見や、具体的な利用方法について市民等を対象とした提案コンペで決定してはどうかとの意見もありました。

管理運営のあり方については、NPO等による柔軟な管理運営を求める声が多くありました。また、入館料・使用料の徴収については賛否両論があります。また、利用者に歴史的・文化的価値を踏まえた利用上の節度を求める意見もあります。

その他、駐車場・駐輪場の問題の解決を求める意見が大変多くありました。

第2節 保存に係る方針

1 建物（主屋・倉庫）

建物の価値については、先に掲げた評価に加え全国的な「近代和風建築総合調査」が進むことで、より明確になると思われます。

そのため、まず文化庁に対して文化財登録原簿への登録申請を提案します。

なお、門・塀については、建物と同時に建設されたものであることから、その保存については今後慎重に検討するよう提案します。

2 敷地

敷地については、近接する都市景観形成地区指定区域（二葉町1丁目1区）への追加指定申請を提案します。

第3節 整備に係る方針

概要調査による指摘に基づき、次に掲げる改修を実施することを提案します。

- (1) 屋根全体の調査、屋根・小屋組・天井の部分補修（雨漏りによる腐朽防止）
- (2) 二階西側の沈下防止のための補強
- (3) 庭園の整備
- (4) 必要な防災・防犯設備の設置
- (5) その他、必要と認められる補修

なお改修に当たっては、市民に現場を公開するような工夫があると、より市民に親しまれる施設になると考えます。また庭園の整備に当たっては、塀に囲まれることによって生まれる雰囲気にも配慮するよう提案します。

第4節 活用及び管理運営に係る方針

活用については、市民からの要望に配慮しながら、次に掲げる方針を提案します。また、管理運営については、次に掲げる方針を実現することが出来る団体に委ねることを提案します。

- (1) 昭和初期に建てられた完成度の高い和風建築が持つ雰囲気を活かし、市民の多目的な芸術・文化活動のために、続き間座敷（一階2か所・二階1か所）と倉庫を貸し出します。また、そこで自主的に幅広く企画展示会等の事業を行うことも可能とします。
- (2) 喫茶室・売店等の設置を可能とします。
- (3) 従来、居住空間として利用されてきた部分については、管理のために必要な機能を中心に活用するものとします。
- (4) 庭園については、モダンな庭園様式をとどめた築造当初の機能区分を尊重した活用を中心とします。
- (5) 現状維持を原則とします。
ただし、活用のために必要な改変を希望する場合は、市と十分に協議することとします。
- (6) 一般見学を可能とします。

第4章 旧小澤家住宅について

第1節 施設の概要及び評価

1 概要

名称	旧小澤家住宅	所在地	新潟市上大川前通 12 番町 2733
敷地面積	1,626.44 m ²	庭面積等	933.76 m ²
建物延床面積	916.93 m ²		
建造年代	主屋・道具蔵：明治前期 新座敷・離座敷・家財蔵： 明治末～大正期に増築	構造形式	木造三階建て
付属施設	土蔵 2 棟・蔵前	所管課	国際課
一般公開	平成 15 年 10 月に実施（庭園のみ）		

2 評価

(1) 歴史的評価

旧小澤家住宅の主屋は明治 13 年大火直後の建築と推定され（道具蔵はそれ以前か）、旧新潟町に現存する町家では最も古いものの一つとして位置付けられます。また、明治末期に増築されたと推定される新座敷・離座敷・家財蔵、庭園が一体として、明治期に成長した豪商の屋敷構えを今に伝えるものとして貴重です。

また小澤家歴代当主が、近現代の新潟の政財界に果たした役割は大きく、その意味での記念性があります。

(2) 文化的評価

増築された座敷については、燕喜館（旧斎藤家住宅、小澤家と姻戚関係にあった）との類似性が認められ、随所に技巧をこらした造りとなっています。また、二階座敷を道路側に張り出す町家の形式は、古町通・上大川前通・湊町通に多く存在するもので、この地区特有の町並みを形成しています。この二階座敷には新潟まつりの棧敷としての役割も果たしていたといわれています。

座敷が増築された明治末期から大正期に築造されたと思われる庭園は、石組み等に見られる伝統的な造園手法と芝庭等のモダンな庭園様式が見られます。各地から船でもたらされた景石・飛石・灯籠等からは、当時の豪商の暮らしぶりがうかがえます。

技巧をこらした建築・庭園は回船問屋を営んでいた当時の商家の趣を今に伝えるものであり、それらが新しい文化的発信（新潟らしさのアピール）につながる可能性は高いと思われます。

(3) まちづくり上の評価

上大川前通から茂作小路にかけて続く板塀が景観形成上のアクセントとなっています。また見越しのマツが当該地区にとって貴重な緑の街路景観を呈しています。茂作小路で幼少期を過ごした画家・三芳悌吉の『砂丘物語』にもよく登場しています。

下本町市場の導入路に位置し、徒歩や車でのアクセスを容易にしているため、旧小澤家住宅を起爆剤とした「下町」・中心市街地活性化の可能性もあります。

また、旧小澤家住宅の周辺（本町通・上大川前通 11～12 番町、本町通 13～14 番町の一帯）には古くからの町家が多く、その中核として近隣の歴史的景観形成に寄与することが出来ます。また、平成 16 年 3 月開館予定の歴史博物館との連携も期待されます。

駐車場はありませんが、バス停留所が付近にあり、利便性は確保されています。

3 市民からの要望等

公開への要望が大変多くありました。また、周辺地域との一体性・連携を重視するものが多くあります。具体的には、旧小澤家住宅周辺に残る歴史を感じさせる町並みの拠点として、地区全体を視野に入れた視点での活用方法の検討を求める意見や、「野外博物館」（様々な見どころが点在）としての「下町」の中心として位置付ける意見がありました。また、国土交通省が選定した「くらしのみちゾーン」（豊照入舟地区）の中央の軸線となる早川堀と歴史博物館、旧小澤家住宅を三点セットとして、「下町」活性化の仕掛けづくりを求める意見がありました。

活用については、国際交流拠点としての活用や展示施設としての活用（歴史博物館の別館、風景画・美術工芸品等の展示）、「下町」コミュニティの情報発信・交流施設としての活用を求める意見がありました。

管理運営のあり方については、行政・有識者・地元住民等で構成する運営委員会方式や、地域住民・NPO法人・街づくりグループと行政との協働を求める意見等がありました。

その他、見学のための分かりやすい説明・映像展示等を求める意見、バスや駐車場の問題を解決するための手段としての周遊バスやパーク・アンド・ライドの検討を求める意見、下町活性化の仕掛けとして、早川堀の復活・兩岸の遊歩道化や対岸との渡し舟運航の検討を求める意見等がありました。

第2節 保存に係る方針

建物の価値については、先に掲げた評価に加え全国的な「近代和風建築総合調査」が進むことで、より明確になると思われます。

ただしこの旧小澤家住宅は、旧新潟町に現存する最古の町家の一つと考えられ、明治期に発展した屋敷構えがほぼ完全な形で残っています。このように市内における「原点」と見なせる類例はほとんどなく、市にとって極めて貴重ですので、市教育委員会に対して、まずすみやかに市文化財指定を申請することを提案します。

なお指定に当たっては、建物のみならず敷地・外構を一体として指定することをあわせて提案します。

第3節 整備に係る方針

1 建物

(1) 主屋・奥座敷・新座敷・離座敷

地盤の悪化による不陸が顕著で、建物全体にねじれが生じています。構造的に不安定なところもありますので、相応の解体修復を前提とすることを提案します。

(2) 土蔵（道具蔵・家財蔵）

活用のために必要な内外装の改装・修復を施すことを提案します。

(3) 蔵前・蔵跡空地

活用のためのバックヤードとして必要な機能を補充することを提案します。

(4) 塀・外壁

景観上の重要な要素として、復原整備することを提案します。

(5) その他

建物用途に見合った防災・防犯設備を設置することを提案します。

なお、整備に伴って生じる、都市計画法・建築基準法・道路法・消防法等の規制に係る諸問題については、文化財保護の観点から十分検討し、関係機関との協議等によって現状保存を図るよう求めます。

2 庭園

庭園については、築造された当初の姿からの改変が著しいので、十分検討した上で復原整備することを提案します。

このことは、文化財建造物としての建物の魅力を向上させることにもつながり、国内外の賓客をもてなすのにふさわしい状態にすることでもあります。

3 その他

整備に当たっては、その途中経過に関する報告等の情報提供を行い、市民の関心を高めるよう提案します。

第4節 活用及び管理運営に係る方針

活用については、市民からの要望に配慮しながら、次に掲げる方針を提案します。また、管理運営については、次に掲げる方針を実現することが出来る団体に委ねることを提案します。

(1) 寄贈の趣旨を尊重し、国際及び国内交流の場として新座敷を活用します。

(2) 「下町」周遊の拠点として活用します。例えば主屋については、店・通り土間を復原し、かつての町家の雰囲気由来館者に伝えます。また店には「下町」散策のガイダンス機能を持たせます。

道具蔵は内外装を改装し、かつての「下町」の風情をしのばせる風景画・写真の展示を行います。また離座敷では、寄贈者である小澤家の歴史に関する展示を行います。これらに対応するため家財蔵は、従来どおり資料等の収蔵に使用します。

(3) 奥座敷は、管理のために必要なスペースとします。

(4) 整備後は、一般見学を可能とします。

第5章 今後への提言

この章では、この計画と関連して委員から提示された意見を、市への提言として整理しました。委員会としては、市が次に掲げる提言について十分に検討されることを強く期待します。

第1節 調査の充実

- 1 平成4・5年度に行われた歴史的建造物保存対策調査から10年が経過するので、市内の歴史的建造物に関する追跡調査を行う必要があります。その際に、市民に情報を求めるなど開かれた形で調査を行う必要があります。
- 2 都市における貴重な緑の保全という観点から、市街地に残る庭園の状況についても調査し、現況を把握する必要があります。

第2節 施設周辺の景観及び環境の整備

- 1 旧小澤家住宅周辺に現存する歴史的建造物・景観を、旧新潟町の面影を残す歴史的町並み地区として市で位置付け、その保全を図る必要があります。
- 2 新潟市長公舎・旧日本銀行新潟支店長役宅周辺（西大畑・二葉町）に現存する歴史的建造物・景観については、景観形成地区指定区域の拡大等により、その保全を図る必要があります。
- 3 緑の少ない中心市街地に残る庭園の緑を、貴重な都市の緑として位置付け、オープンガーデン等によって、市民が親しめるように活用を図る必要があります。

第3節 その他

- 1 歴史文化施設の活用をより充実させるためにも、旧小澤家住宅と歴史博物館、新潟市長公舎・旧日本銀行新潟支店長役宅と美術館・會津八一記念館といった形で、周辺にある文化施設・観光スポット等との連携を重視する必要があります。
このことは、中心市街地の周遊性を向上することにつながると考えられます。
- 2 先に掲げた周遊性の向上と関連して、白山公園から砂丘に沿って旧税関庁舎にいたる弓形のゾーンは、新潟の歴史を感じさせる一つの都市軸として位置付けられると考えられます。

- 3 自家用車への対応として駐車場の整備を充実させるとともに、自家用車に代わる交通手段として周遊バス・レンタサイクルの充実やパーク・アンド・ライドについて検討する必要があります。
- 4 この計画で取り上げなかった、市内に存在する他の歴史的建造物や、合併が見込まれる市町村の歴史的建造物の取り扱いについても、今後十分に調査検討し、市として将来の展望を持つ必要があります。
- 5 この計画で提案した事項や、先に掲げた提言については、次に掲げる事項に留意しながら、その実現を推進する必要があります。
 - (1) 市民の意向を十分に尊重します。
 - (2) 民間団体との連携を強化します。
 - (3) 市内部における関連部局の協力体制を緊密なものとしします。

